



砺波市

市有地売却のご案内

「市有財産の条件付一般競争入札説明書」

申込締切日 令和5年5月26日（金）

入札実施日 令和5年6月23日（金）



砺波市企画総務部財政課



目 次

◎ 売却物件（条件付一般競争入札）のご案内	P 1
◎ 入札の概要	P 2
◎ 物件調書	P 3～10
◎ 市有財産の条件付一般競争入札説明書	P 11～15
◎ 入札心得書	P 16
◎ 売買契約書（案）	P 17～20
◎ 様式等	P 21～24

問い合わせ先
〒939-1398
富山県砺波市栄町7番3号
砺波市企画総務部財政課管財係
TEL 0763-33-1274（直通）

売却物件（条件付一般競争入札）のご案内

入札日時：令和5年6月23日（金） 午前10時

入札場所：砺波市栄町7番3号 砺波市役所 一号別館2階第9会議室

入札物件

物件 番号	種類	所在地番	地目	地積（延面積）	最低売却価格
23-001	土地	砺波市太郎丸字堂島 6630 番 1	宅地	1,190.93 m ²	23,800,000 円
23-002	土地	砺波市鷹栖 1150 番 1	宅地	477.95 m ²	2,730,000 円
23-003	土地	砺波市庄川町金屋字了安 1176 番	田	310 m ²	2,330,000 円
23-004	土地 建物	砺波市庄川町青島字麦田島 12 番 2	宅地	土地 267.20 m ² 建物 201.00 m ²	5,370,000 円
23-005	土地	砺波市庄川町青島字取分島 82 番 16	宅地	3,057.68 m²	28,200,000 円
23-006	土地	砺波市庄川町青島字松川除前 3818 番 3	雑種地	660 m ²	10,500,000 円
23-007	土地	砺波市庄川町青島字松川除後島 3700 番 4 外 1 筆	宅地	322.67 m ²	5,840,000 円
23-008	土地	砺波市庄川町青島字下川原 1097 番 12	宅地	107.02 m ²	1,880,000 円

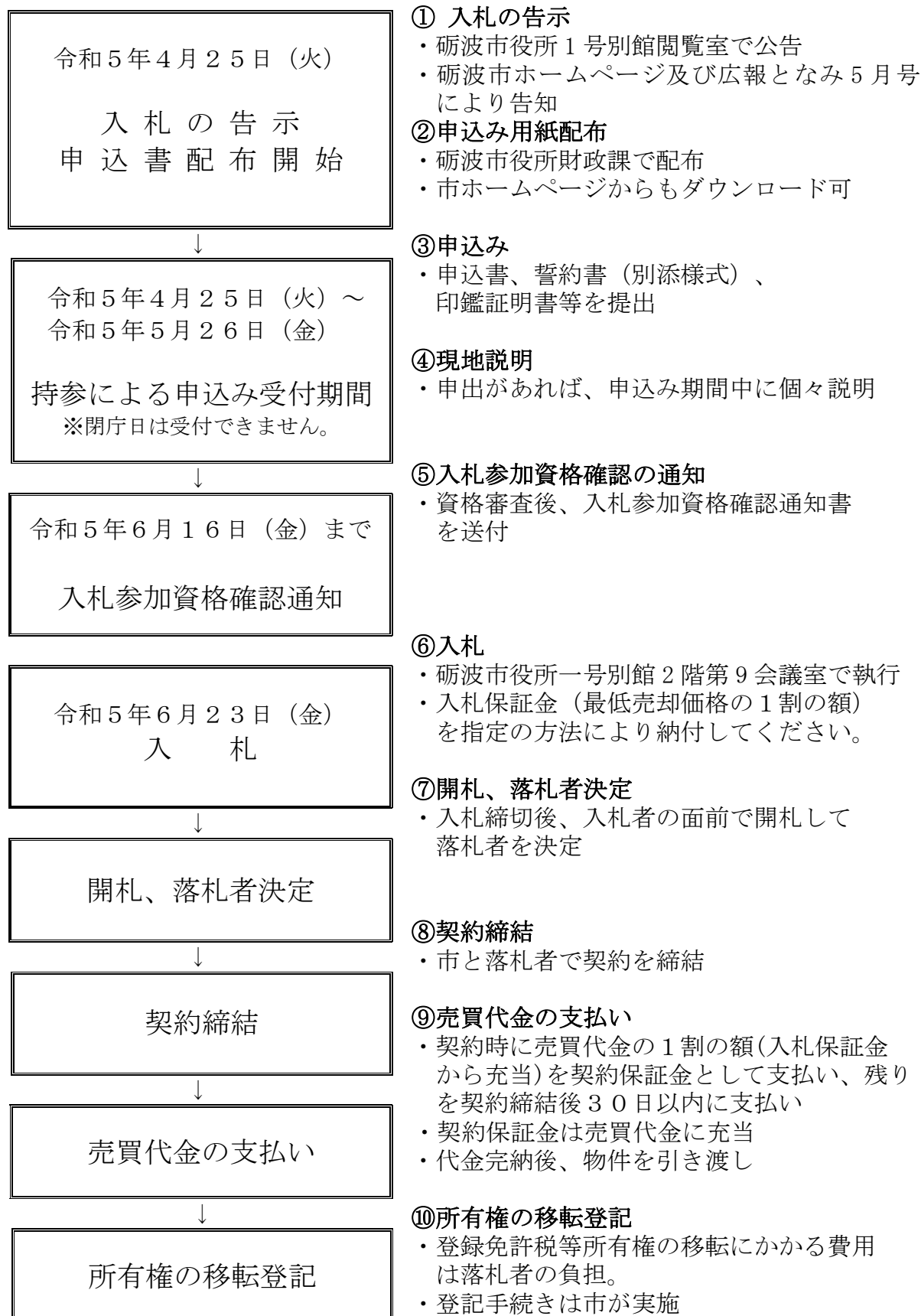
（注意）

※入札に際して事前申込みが必要です。

※売買は登記面積、現状有姿で行います。

※土地の所有権移転登記は市が行いますが、登録免許税など登記に必要な費用は買受人の負担となります。

< 入 札 の 概 要 >



物 件 調 書

物件番号	23-1
------	------

所在地		砺波市太郎丸堂島 6630-1				
土 地	面 積	登記面積	地 目	宅地	形状	別添公図のとおり
		1, 190. 93 m ²				
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		側道路 なし 幅員 m				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画法	都市計画区域内				
	建築基準法	用途地域	準工業			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の法律	防火地域等	なし			
私 道 負 担 等 に 関 す る 事 項		負担の有無	なし	負担の 内容	なし	
供給処理施設の状況		種 類		事 業 所 名		電 話 番 号
		電 気	引込み可	北陸電力(株)		0763-22-4102
		上水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
		下水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
交 通 機 関		バ ス	太郎丸（加越能バス）			
公 共 施 設		市役所	砺波市役所 約 2. 5 k m			
		小学校	砺波市立出町小学校 約 1. 0 k m			
		中学校	砺波市立出町中学校 約 1. 2 k m			
		認定こども園・幼稚園・保育所	砺波市立出町認定こども園 約 1. 2 k m			
参 考 事 項	・ 登記簿面積で所有権移転を行います。また、現状有姿での引渡しとなります。					
	・ 本物件は、公道に面していません。					

物 件 調 書

物件番号	23-2
------	------

所在地		砺波市鷹栖 1150-1				
土 地	面 積	登記面積	地 目	宅地	形状	別添公図のとおり
		477.95 m ²				
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		側道路 市道鷹栖瘡師線 幅員 5.2m				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画法	都市計画区域内				
	建築基準法	用途地域	なし			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の法律	防火地域等	なし			
私 道 負 担 等 に 関 す る 事 項		負担の有無	なし	負担の 内容	なし	
供給処理施設の状況		種 類		事 業 所 名		電 話 番 号
		電 気	引込み可	北陸電力㈱		0763-22-4102
		上水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
		下水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
交 通 機 関		バ ス	鷹栖公民館（市営バス）			
公 共 施 設		市役所	砺波市役所 約 4.0 k m			
		小学校	砺波市立鷹栖小学校 約 0.4 k m			
		中学校	砺波市立出町中学校 約 2.2 k m			
		認定こども園・幼稚園・保育所	たかのす認定こども園 約 0.1 k m			
参 考 事 項	・登記簿面積で所有権移転を行います。また、現状有姿での引渡しとなります。					

物 件 調 書

物件番号	23-3
------	------

所在地		砺波市庄川町金屋了安 1176				
土 地	面 積	登記面積	地 目	田	形状	別添公図のとおり
		310㎡				
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		側道路 市道金屋市営住宅線 幅員 3.8m				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画法	都市計画区域内				
	建築基準法	用途地域	第一種中高層住居専用			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の法律	防火地域等	なし			
私 道 負 担 等 に 関 す る 事 項		負担の有無	なし	負担の 内容	なし	
供給処理施設の状況		種 類		事 業 所 名		電 話 番 号
		電 気	引込み可	北陸電力㈱		0763-22-4102
		上水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
		下水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
交 通 機 関		バ ス	上金屋（加越能バス）			
公 共 施 設		市役所	砺波市役所 庄川支所 約 1.1 k m			
		小学校	砺波市立庄川小学校 約 0.5 k m			
		中学校	砺波市立庄川中学校 約 1.3 k m			
		認定こども園・幼稚園・保育所	しょうがわ認定こども園 約1.5 k m			
参 考 事 項	・登記簿面積で所有権移転を行います。また、現状有姿での引渡しとなります。					

物 件 調 書

物件番号	23-4
------	------

所在地		砺波市庄川町青島麦田島 12-2				
土 地	面 積	登記面積	地 目	宅地	形状	別添公図のとおり
		267.20 m ²				
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		側道路 市道中之島青島保育所線 幅員 4.8m				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画法	都市計画区域内				
	建築基準法	用途地域	近隣商業			
		建ぺい率	80%	容積率	200%	
	その他の法律	防火地域等	なし			
私 道 負 担 等 に 関 す る 事 項		負担の有無	なし	負担の 内容	なし	
供給処理施設の状況		種 類		事 業 所 名		電 話 番 号
		電 気	引込み可	北陸電力㈱		0763-22-4102
		上水道	引込み有	砺波市上下水道課		0763-33-1111
		下水道	公共枡有	砺波市上下水道課		0763-33-1111
交 通 機 関		バ ス	庄川支所前（市営バス、加越能バス）			
公 共 施 設		市役所	砺波市役所 庄川支所 約 0.2 k m			
		小学校	砺波市立庄川小学校 約 0.4 k m			
		中学校	砺波市立庄川中学校 約 0.9 k m			
		認定こども園・幼稚園・保育所	しょうがわ認定こども園 約0.7 k m			
参 考 事 項	・ 登記簿面積で所有権移転を行います。また、現状有姿での引渡しとなります。					
	・ 土地及び建物でひとつの物件とします。					
	・ 市では、建物の解体を実施しません。					

物 件 調 書

物件番号	23-5
------	------

所在地		砺波市庄川町青島取分島 82-16				
土 地	面 積	登記面積	地 目	宅地	形状	別添公図のとおり
		3,057.68 m ²				
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		側道路 市道青島天正3号線 幅員 5.2m				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画法	都市計画区域内				
	建築基準法	用途地域	なし			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の法律	防火地域等	なし			
私 道 負 担 等 に 関 す る 事 項		負担の有無	なし	負担の 内容	なし	
供給処理施設の状況		種 類		事 業 所 名		電 話 番 号
		電 気	引込み可	北陸電力(株)		0763-22-4102
		上水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
		下水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
交 通 機 関		バ ス	リプロ前（市営バス）			
公 共 施 設		市役所	砺波市役所 庄川支所 約0.8km			
		小学校	砺波市立庄川小学校 約1.3km			
		中学校	砺波市立庄川中学校 約1.1km			
		認定こども園・幼稚園・保育所	しょうがわ認定こども園 約1km			
参 考 事 項	・登記簿面積で所有権移転を行います。また、現状有姿での引渡しとなります。					
	・青島工業団地内に所在するため、建築物や用途等に制限があります。詳しくは、市商工観光課へお問合せください。					

物 件 調 書

物件番号	23-6
------	------

所在地		砺波市庄川町青島松川除前 3818-3				
土 地	面 積	登記面積	地 目	雑種地	形状	別添公図のとおり
		660㎡				
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		側道路 なし 幅員 m				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画法	都市計画区域内				
	建築基準法	用途地域	第二種住居			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の法律	防火地域等	なし			
私 道 負 担 等 に 関 す る 事 項		負担の有無	なし	負担の 内容	なし	
供給処理施設の状況		種 類		事 業 所 名		電 話 番 号
		電 気	引込み可	北陸電力㈱		0763-22-4102
		上水道	引込み有	砺波市上下水道課		0763-33-1111
		下水道	要協議	砺波市上下水道課		0763-33-1111
交 通 機 関		バ ス	東部公民館前（市営バス）			
公 共 施 設		市役所	砺波市役所 庄川支所 約 0.4 k m			
		小学校	砺波市立庄川小学校 約 0.8 k m			
		中学校	砺波市立庄川中学校 約 0.2 k m			
		認定こども園・幼稚園・保育所	しょうがわ認定こども園 約0.3 k m			
参 考 事 項	・ 登記簿面積で所有権移転を行います。また、現状有姿での引渡しとなります。					
	・ 本物件は、公道に面していません。					

物 件 調 書

物件番号	23-7
------	------

所在地		砺波市庄川町青島松川除後島 3700-4、3699-1				
土 地	面 積	登記面積	地 目	宅地	形状	別添公図のとおり
		322.67 m ²				
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		側道路 なし 幅員 m				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画法	都市計画区域内				
	建築基準法	用途地域	第二種住居			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の法律	防火地域等	なし			
私 道 負 担 等 に 関 す る 事 項		負担の有無	なし	負担の 内容	なし	
供給処理施設の状況		種 類		事 業 所 名		電 話 番 号
		電 気	引込み可	北陸電力㈱		0763-22-4102
		上水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
		下水道	公共枅有	砺波市上下水道課		0763-33-1111
交 通 機 関		バ ス	庄川中学校前（市営バス）			
公 共 施 設		市役所	砺波市役所 庄川支所 約 0.5 k m			
		小学校	砺波市立庄川小学校 約 1.0 k m			
		中学校	砺波市立庄川中学校 約 0.2 k m			
		認定こども園・幼稚園・保育所	しょうがわ認定こども園 約0.1 k m			
参 考 事 項	・ 登記簿面積で所有権移転を行います。また、現状有姿での引渡しとなります。					

物 件 調 書

物件番号	23-8
------	------

所在地		砺波市庄川町青島下川原 1097-12				
土 地	面 積	登記面積	地 目	宅地	形状	別添公図のとおり
		107.02 m ²				
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		側道路 市道中之島青島保育所線 幅員 4.8m				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画法	都市計画区域内				
	建築基準法	用途地域	近隣商業			
		建ぺい率	80%	容積率	200%	
	その他の法律	防火地域等	なし			
私 道 負 担 等 に 関 す る 事 項		負担の有無	なし	負担の 内容	なし	
供給処理施設の状況		種 類		事 業 所 名		電 話 番 号
		電 気	引込み可	北陸電力㈱		0763-22-4102
		上水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
		下水道	引込み可	砺波市上下水道課		0763-33-1111
交 通 機 関		バ ス	庄川支所前（市営バス、加越能バス）			
公 共 施 設		市役所	砺波市役所 庄川支所 約0.2km			
		小学校	砺波市立庄川小学校 約0.4km			
		中学校	砺波市立庄川中学校 約1.0km			
		認定こども園・幼稚園・保育所	しょうがわ認定こども園 約0.7km			
参 考 事 項	・登記簿面積で所有権移転を行います。また、現状有姿での引渡しとなります。					

市有財産の条件付一般競争入札説明書

1 入札の資格

入札には、個人、法人を問わずどなたでも参加いただけます。

ただし、下記(1)から(7)までに該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 過去2年間に以下の事項に該当する者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号、及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員
- (6) 国税、本店所在地の都道府県税及び本店所在地の市町村税に滞納がある者
- (7) 無差別大量殺人を行った団体の規則に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている団体及びその構成員

2 入札の申込

入札に参加するときは、事前に以下の書類を提出してください。

- ア 市有財産一般競争入札申込書
- イ 誓約書
- ウ 印鑑証明書
- エ 国税、本店所在地の都道府県税及び本店所在地の市町村税について未納がない証明書
- オ 商業法人登記事項全部証明書（法人の場合）
- カ 住民票（個人の場合）
- ※ 証明書については受付時において1か月以内に発行されたもの
- ※ 提出いただいた書類は、理由に関わらず一切お返しいたしません。

別添様式に必要事項を記入し、押印のうえ、

令和5年5月26日（金）午後5時までに砺波市役所 財政課 へ提出してください。

3 物件の現地説明

- （1）日時 物件番号ごとにお申込みください。個別に対応いたします。
- （2）場所 物件の現地にて行います。
- （3）注意事項 現状有姿にて引渡しとなりますので、必ず現地を確認してください。現状と物件調書に差異が生じた場合には、現状が優先されます。

4 土地利用の条件

用途地域等により制限されます。各物件の物件調書を確認ください。

5 入札及び開札の日時及び場所

- （1）日時 令和5年6月23日（金） 午前10時（受付：午前9時から）
- （2）場所 砺波市栄町7番3号 砺波市役所一号別館2階 第9会議室
落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。
- （3）注意事項
 - ア 入札は上記開始時間を厳守して行います。
 - イ 開始時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
 - ウ 入札保証金の納付手続は、入札開始時間の1時間前から15分前まで行います。

6 入札日の持参品

ア 入札保証金

- ・入札参加申込者は、入札保証金として最低売却価格の1割の額の現金又は砺波市内に所在する店舗を支払地とした銀行の自己宛小切手（振出日から5営業日以内のもの）又は下記指定金融機関への入金を確認できるもの（振込依頼書控え原本等）を入札当日持参してください。

- ・入札保証金は契約保証金、売買代金に充当されます。
- ・入札保証金は、落札しなかった方へ入札終了後、保証金を納付した時に発行する受領証書と引き替えに速やかに返還します。（指定金融機関への振込をされた方は返金に2週間程度の日数を要します。）

指定金融機関 北陸銀行 砺波支店 普通 2100010 トナミシカイケイカンリシャ
--

※砺波市指定金融機関及び砺波市収納代理金融機関への入金に際しては納付書を発行いたします。その他の金融機関からの振込にあっては、手数料をご負担下さい。

イ 入札書（所定の様式を使用してください。）

ウ 委任状（所定の様式を使用してください。）

- ・法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には委任状を持参してください
- ・共有者で申し込まれる場合は、委任状を持参の上、代表者が入札してください。
- ・申込人（委任者）は印鑑登録印を押印してください。

エ 印鑑

- ・入札参加申込書に押印した印鑑を持参ください。
- ・代理人が入札される場合には、委任状の「代理人使用印」欄に押印した印鑑を持参してください。

オ 市有財産一般競争入札参加資格確認通知書

カ 身分証明書（運転免許証等）

7 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読みください。

8 落札者の決定

市が定める最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とします。

ただし、落札者となるべき同一価格の入札者が2名以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。同一価格の入札者は、必ずくじを引かなくてはならず辞退することはできません。

9 入札結果の公表

落札者があるときは、落札者名及び落札金額並びに落札者以外の入札者名及び入札金額を本市ホームページに掲載します。

10 契約の締結

落札者は、落札決定の翌日から 7 日以内（閉庁日は除きます。）に契約を締結しなければなりません。

上記期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となります。落札者が納付した入札保証金は砺波市に帰属することになり返還いたしません。

11 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の 2 通りの方法があります。いずれの方法によるかは落札後に申し出てください。

（１）売買契約締結と同時に全額を納付する場合

入札日に納付された入札保証金は売買代金に充当しますので、契約締結の日に売買代金との差額をご用意ください。

（２）売買代金を市が発行する納入通知書により納付する場合

売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の 1 割を納付していただきます。

（入札保証金は、契約保証金に充当しますので、差額を納付することになります。）

市が発行する納入通知書により、売買代金と契約保証金との差額を、売買契約の日から 30 日以内に納付していただきます。

落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は砺波市に帰属することになり返還いたしません。

12 所有権の移転及び費用負担

（１）売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。

（２）土地の所有権移転登記は、物件の引き渡し後、市が行います。

（３）売買契約書（市保管用のもの 1 部）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります（仲介手数料はかかりません）。

（４）物件の引き渡し以降に債務が発生する公租公課・各種受益者負担金（分担金）等の負担義務は、落札者が負うこととなります。

13 契約に付す条件

入札物件には、契約書において次の制限が付されますので、ご注意ください。また、このほか、各物件に応じた条件を付す場合があるため、各物件の物件調書を確認ください。

（１）落札者は、契約締結の日から 5 年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

（２）暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。

- (3) 市は、指定期間中、(1) 及び (2) に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。
- (4) 落札者は、上記 (1) 及び (2) の条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなくてはならない。

14 その他

この説明書に定めのない事項については、砺波市財産管理規則(平成16年11月1日規則第36号)、その他関係法令等の定めるところによります。

入札心得書

第1条 入札希望者は、「市有財産の条件付一般競争入札説明書」及びこの「入札心得書」を熟読のうえ入札してください。

第2条 現物と公示物件の数量が符号しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記して、所定の入札箱に投函してください。

第5条 入札金額は、入札用紙に右詰めで物件の金額を算用数字で表示し、記入金額の先頭に「¥」を付してください。

第6条 提出した入札書は、事由の如何にかかわらず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の入札
- (2) 入札参加申込書等事前に指定した書類を提出していない者の入札
- (3) 入札の時間前に入札保証金を納付していない者の入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札及び入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名もしくは押印のない入札
- (6) 同一人の同一物件に対する2通以上の入札
- (7) 同一物件の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- (9) 前各号に掲げる者のほか、「市有財産の条件付一般競争入札説明書」及びこの「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

第8条 開札は、次のとおりとします。

- (1) 入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立会わない場合には、市が指定した者を立会わせて開札します。この場合は、異議の申し立てはできません。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立会った入札者にお知らせします。

第9条 市が定める最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき同一価格の入札者が2名以上ある時は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。同一価格の入札者は必ずくじを引かなくてはならず辞退することはできません。

土地売買契約書

売出人 砺波市(以下「売出人」という。)と 買受人 ○○○○(以下「買受人」という。)との間において、次の条項により、売買契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 売出人買受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾に示す物件とする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金○○○○○○○○円とする。

(契約保証金)

第4条 買受人は、この契約締結と同時に契約保証金として金(売買代金の1割)円を売出人に支払わなければならない。

2 入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

3 契約保証金は、第5条第2項に定める遅延利息及び第12条に定める違約金の予定又はその一部と解釈しない。また、入札保証金及び契約保証金には、利息は付さないものとする。

4 売出人は、買受人が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 売出人は、買受人が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を売出人に帰属させるものとする。

(売買代金納付期限等)

第5条 買受人は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金(落札金額から契約保証金を差し引いた額)円を、売出人の発行する納入通知書により契約日から30日以内に、売出人に支払わなくてはならない。

2 買受人が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、売出人は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

(所有権の移転及び登記)

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金(前条第2項の規定による遅延利息を含む。)の支払いを完了した時に買受人に移転できるものとする。

2 買受人は、前項の規定により所有権が移転したときは、売出人に対して所有権の移転登記を請求するものとし、売出人は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合に要する登録免許税その他の経費は、買受人の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 売出人は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに売買物件を買受人に引渡すものとする。

(危険負担)

第8条 買受人は、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までの間において、売払人の責めに帰すことのできない理由により売買物件が滅失し、又は毀損した場合には、売払人に対して売買代金の減免を請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 買受人は、この契約締結後、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(特則)

第10条 買受人は、本契約締結の日から5年間(以下「指定期間」という。)、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 買受人は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 売払人は、指定期間中は、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 買受人は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(違約金)

第12条 買受人は、第10条及び前条第2項に定める義務に違反したときは、(売買代金の3割)円を違約金として売払人に支払わなくてはならない。

(催告による解除)

第13条 売払人は、前条の規定にかかわらず、買受人がこの契約に定める義務(以下この条及び次条において「債務」という。)を履行しない場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(催告によらない解除)

第14条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 買受人が、その債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (6) 取締役等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員（買受人が支店若しくは事業所である場合にはその代表者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- (9) 取締役等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (10) 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
（原状回復及び返還金等）

第15条 買受人は、売払人が前2条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 買受人は、前項の規定により売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。
- 3 売払人は、前2条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買受人に返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 4 売払人は、前2条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買受人が支出した一切の費用を負担しない。

（損害賠償）

第16条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる

（返還金の相殺）

第17条 売払人は、第15条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

（契約の費用）

第18条 所有権の移転登記に要する費用その他この契約により生じる費用は、買受人の負担とする。

- 2 この契約締結以降に売買物件に対して賦課される公租公課及び各種負担金等については、買受人が負担する。

（協議）

第19条 この契約に関して疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払人買受人協議のうえ定めるものとする。

(裁判の管轄)

第 20 条 この契約に関する紛争については、砺波市役所の所在地を管轄する富山地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、売出人買受人それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を所有するものとする。

令和 年 月 日

売出人 砺波市栄町 7 番 3 号

砺波市長 夏野 修

買受人

売買物件の表示

土地：富山県砺波市

所在地	地 番	地 目	面 積 m ²	摘 要
	番			

市有財産条件付一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

砺波市長 宛

条件付一般競争入札による市有地の売却について、説明書の内容を承諾のうえ、以下のとおり申込みます。

＜申込人＞

住所 _____

氏名 _____ 実印

電話 _____

生年月日 _____

物 件

物件番号 _____

物件名（所在地番） _____

土地・建物の利用目的

.....
.....

＜注意事項＞

- 1 添付書類として誓約書、印鑑証明書を提出してください。
- 2 法人名義で申し込まれる場合は、法人の代表者印を使用してください。
- 3 生年月日欄には、申込人（法人の場合は代表者）の生年月日を記載してください。
- 4 入札会場には、本状の写し（受付印が押されたもの）を持参してください。
- 5 代理人による入札参加の場合には、入札日に委任状を提出してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

砺波市長 宛

住所

氏名

印

私は砺波市が実施する市有財産の売却（条件付一般競争入札）の申込みにあたり、下記の事項を誓約いたします。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者ではありません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者ではありません。
- 4 市有地を購入したときは、これを上記3項に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 5 入札に対し、入札物件、主な売買条件、入札説明等全て承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について砺波市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

地方自治法施行令 第167条の4第2項

- 1号 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2号 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 3号 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4号 地方自治法234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 5号 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 6号 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 7号 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

入 札 書

令和 年 月 日

砺波市長 宛

入札者 住 所 _____

氏 名 _____ 実印

※印鑑証明書の印をご使用ください。
※代理人の場合は、委任状の印鑑をご使用ください。

下記のとおり入札いたします。

記

1. 物 件 物件番号 _____

物件名（所在地番） _____

2. 金 額

	拾億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
※										

<注意事項>

金額は算用数字とし、訂正しないでください。

記入金額の先頭に、「¥」を付してください。

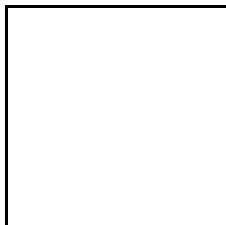
委 任 状

代理人 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記市有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印



記

物件番号 _____

物件名（所在地番） _____

令和 年 月 日

申込人（委任者） 住所 _____

氏名 _____ 印

砺波市長 宛

<注意事項>

- 1 申込人（委任者）は、印鑑登録印を押印してください。
- 2 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。